

成績評価・単位認定および進級・卒業に関する事項

[成績評価]

- ・成績評価は、学習指導要領に示された指導目標に準拠して行い、定期考査・学力考査・平常考査・実技・作品・出席状況・学習態度等を総合したものとす。

[考査]

- ・定期考査は、1学期中間・期末、2学期中間・期末、3学期期末の5回行うことを原則とする。ただし、第3学年においては、2学期期末までの4回とする。
- ・平常考査は、随時行うことができる。
- ・考査中の不正行為・白紙答案及び答案不提出などの行為で受験拒否と認められたものは、当該科目の得点は0点とする。

[定期考査の成績]

- ・定期考査の成績は、100点法で表示する。
- ・定期考査を受験しないものについては、公認欠席、公傷、忌引、停学、学校感染症による出席停止と欠席にわけ。

[学年末評点と評定]

- ・学年末の評点は、定期考査の得点と平常点を加えて100点法で算出する。
- ・平均は、小数第1位まで算出し、それを四捨五入して整数で表示する。
- ・平常点は、各教科ごとに定められた学習評価基準に基づくものとする。
- ・定期考査の欠席について

第1・2学年

定期考査を4回以上欠く場合は、原則として学年末の評点は欠席扱いとし、評定は1とする。ただし、定期考査の回数が3回の科目にあっては、3回欠く場合、学年末の評点は欠席扱いとし、評定は1とする。

第3学年

3回以上欠く場合は、原則として学年末の評点は欠席扱いとし、評定は1とする。ただし、定期考査の回数が2回の科目にあっては、2回欠く場合、学年末の評点は欠席扱いとし、評定は1とする。

- ・転入学生については、転入学後の成績をもととし、前在籍校の成績は参考程度とする。
- ・学習成績の評定は、学年末において評点に基づいて5段階表示を行う。ただし、第3学年においては、第1学期末及び第2学期末に行うものとする。
- ・2箇学年以上にわたって履修する科目の成績は、毎学年評定（5段階）する。

[単位の認定]

- ・成績の評定が1の教科・科目については、単位を認定しない。
- ・単位認定に必要な出席時数は、出席すべき時数の3分の2以上とする。

ただし、忌引、停学、学校感染症の出席停止による時欠は「出席すべき時数」に含まない。

- ・成績の評定が1の教科・科目または出席時数が規定された時数に満たない科目については、その事由を勘案して特別の指導を行い追加認定することができる。
- ・転入学者・復学者の出席時数は、旧在籍校・休学前の出席時数を通算する。

[進級及び卒業]

- ・学年4科目以上の単位不認定科目があるときは、原級留置とする。ただし、特別の事由があると認められたときは、特別に審議することができる。
- ・学年3科目以内の単位不認定科目があり、かつ追認によってもその科目の単位が認定されない場合は原級留置とし、その他のすべての単位も不認定として同一学年を再び履修させる。ただし、特別の事由があると認められたときは特別に審議することができる。
- ・出席すべき日数の3分の1をこえて欠席及び休学したものは、進級または卒業させることができない。ただし、健康状態・家庭事情などに特別の事由があると認められたときは特別に審議する。
- ・卒業の認定は、学校所定の教科・科目・特別教育活動および学校行事等を履修し、その成果が満足できるものと認められた場合に行う。

[単位追加認定]

- ・学年末において成績評定1の教科・科目が3箇以内の場合、単位追加認定試験（以後追認試験と称する）を受けることができる。
- ・追認試験は、同一教科・科目を2回限度とする。
- ・特別な事由によっては、レポート提出・補習授業などによって追認試験にかえることができる。